

第 7 回厚生労働省省内事業仕分け

開催日時：平成 22 年 5 月 13 日（木） 17：00～19：14

開催場所：厚生労働省専用第 22 会議室

出席者：草間座長、岩瀬仕分け人、小野寺仕分け人、高田仕分け人、仁田仕分け人、那須仕分け人

○総括審議官

それでは、お待たせいたしました。本日は、国会の都合で長妻大臣が出られませんので、長浜副大臣から一言ご挨拶させていただきます。

○長浜厚生労働副大臣

長浜でございます。今日も省内事業仕分けのために、大変お忙しい中、仕分け人の皆様方におかれましてはご参加を賜りましてありがとうございます。大変貴重なお時間をいただきながら続けている作業ですので、今日も忌憚のないご意見をよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

○総括審議官

ここからの進行は、仕分け人の中から、本日は高萩市の草間市長にお願いしておりますので、よろしくお願い致します。

○草間座長

それでは、ただいまより「第 7 回厚生労働省省内事業仕分け」を実施いたします。本日の進行役を務めさせていただきます草間でございます。本日は、2 件ございます。1 件目が企業年金連合会、2 件目が中央職業能力開発協会を対象として省内事業仕分けを実施します。

それでは、最初に特別民間法人企業年金連合会を取り上げたいと思います。初めに、企業年金連合会について、省内事業仕分け室から簡単に概要のご説明をお願いします。

（省内事業仕分け室からの説明）

○総括審議官

私から法人の概要をご説明します。企業年金連合会についての資料 1 をご覧ください。

1 枚めくると法人の概要がありますが、これに即してご説明します。役員ですが、5 名です。このうち 2 名が国家公務員の出身という状況です。職員は 196 名、このうち常勤の職員が 157 名、嘱託が 39 名ですが、国家公務員の出身者が 15 名、現役出向の方が 13 名です。なお、人数は平成 21 年度に比べて増えておりますが、年金記録の突き合わせ等の関係で体制を組んだために、今年度増えているという状況です。

予算については、年金の支給ではなく事業経費のみの額を計上しておりますが、88 億円です。このうち国からの財政支出は国庫補助金が 1.8 億、委託費が 1.9 億です。

具体的に事業を見ますと、会員の支援事業ですが、連合会については企業年金基金等

が会員になっておりますが、この会員へのノウハウの提供その他の支援事業です。これは会費等の収入で実施しておりますので、国の補助金は入っておりませんが、事業規模としては17億円です。

2つ目が、この協会が法律に基づいてやっているメインの事業である年金の通算事業です。これは、企業年金について短期間で転職された方の年金の通算のための支払いを行っている事業ですが、事務費で69億、このうち国庫から1.8億です。この協会は、昨年秋に行政刷新会議の事業仕分けがあり、その際、補助金の縮減ということが言われたために、昨年度の4.6億円から1.8億円に縮減されております。

3つ目が受託事業です。これは、年金基金の解散に際して代行返上する際の国への繰入額の計算を、この協会が国からの委託を受けてやっているということです。これは委託ですので、全額国からの財政支出になりますが、1.9億円ということです。

連合会の組織体制は、右にあるとおりです。

以上、法人の概要です。1点訂正していただきたいのですが、本日出席者が年金局長となっておりますが、都合により年金局審議官が出ております。よろしくお願いいたします。

(法人・担当部局からの事業説明)

○草間座長

ありがとうございました。引き続きまして、法人・所管部局側から企業年金連合会の事務・事業の概要の説明をいただくとともに、当該法人の改革案の提示をお願いいたします。ポイントを絞って、13分以内で簡潔なご説明をお願いします。また、手元の資料にて説明を行う場合には、どの資料に沿っているのかを明確にした上で説明をお願いします。制限時間となる1分前に、事務局よりチャイムを鳴らしますので、ご留意ください。それでは、よろしくお願いします。

○企業年金連合会理事長

連合会理事長の徳永でございます。2年前に加藤丈夫前理事長から引き継ぎまして、私は民間出身では2代目の理事長ということになります。就任してすぐに世界的経済危機に直面しまして、年金の特に運用の面で、2年連続の運用利回りマイナスという大変厳しい環境に見舞われましたが、幸い今年の3月末の時点ではその運用利回りがプラスに転じ、現在、中長期的な財政の健全化に向かって努力をしているところです。

もう1つ大きなエポックとしては、昨年からは日本年金機構との記録の照合が始まりました。これは、公的年金及び企業年金双方にとって大変大きなエポック的なことと感じております。これについて注力しております。

連合会の基本的な組織は、先ほどご紹介がありましたが、全国約1,500の企業年金の会員による連合体です。連合体であると同時に、企業年金に関するナショナルセンター的機能を持っているということが1点です。また、企業年金のある企業から退職された、あるいは解散した基金の移管を受けて年金の給付を行う、大きく分けるとその2つです。公的年金は何と言っても日本社会の大きな安定の基盤ですが、それを補完する立場で、企業年金の役割は非常に重要だと認識しており、その気概と使命感を持って役職員一同

取り組んでおります。

引き続きまして、資料に沿って常務理事の皆川よりご説明申し上げます。

○企業年金連合会常務理事

皆川尚史と申します。資料1と資料2に基づいてご説明します。

先ほど総括審議官から法人概要のご説明がありましたが、1頁をお開きください。先ほどお話のあった本部の体制ですが、右側の囲みにありますような体制で実施しております。会員支援事業、年金通算事業、受託事業と分かれております。その中で、右に6部ありますが、企画振興部が主として会員支援事業をやっており、その他についてはほとんど年金通算事業に関わるという状況です。一昨日、3名の委員の方に私どものご視察をいただきましたが、ご覧のように浜松町のビルの10階を中心に業務を行っております。そのほかに、横浜に電算計算機を設置するデータセンターの一部を借りており、多摩に100名弱のコールセンターを設置しております。併せて、京都に運用資産として信託契約を行っている土地と、その上につくっている会議室、宿泊施設の建物を保有しているという状況です。

2頁、スライド3です。大きく会員支援事業、年金通算事業と分けておりますが、真ん中に会員支援事業の概要があります。先ほど理事長が1,500名の会員と申し上げましたが、会員の内容は厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金、適格退職年金、それぞれの制度あるいは企業が会員として参画しています。いちばん上から厚生年金が600程度、確定給付企業年金が800弱、確定拠出年金が100強、適格退職年金が20程度ですが、その会員の下に1,000万人弱のサラリーマン、あるいは年金受給者が傘下に入っているという状況です。

左ですが、年金通算事業については私どもは昭和42年から実施しており、企業年金を保有する企業からの退職者の年金原資をお預かりし、その方々が60歳になったときに老齢年金を給付するという事業を行っております。現在、移管された加入者の数は2,600万名となっております。また、昨年度1年の連合会の年金を受給されている方は440万名となっております。年金の受給総額が約6,000億です。移管された原資の総額は、のちほど資産運用のところで詳しくご説明しますが、現在約10兆6,000億という状況となっております。

次の頁です。会員支援事業については、先ほど申し上げた1,500名の会員、それぞれの分野の会員からなる委員会活動、あるいはそれぞれの会員に対する私どもの研修教育活動、さまざまな調査を実施し、それらの情報を会員に対して提供するとともに、関係団体とともに行政当局に対しても制度改善情報としてご提供しております。

年金通算事業については、先ほど総額を申し上げましたが、こういう仕組みとなっております。具体的には、下の左のほうにありますように、企業年金を持つ会社を中途退職された方々は、もし新たに企業年金を持つ企業に就職される場合は、企業同士で移管ができるという状況となっております。ただ、右のようなスムーズな状況がない場合が多くて、私どもに一旦移管をすると。一旦移管をしたあと、また企業年金のある所に就職されたら、私どもから移管をすることです。そういうケースは意外に少なく、どちらかという、私どもがお預かりしたまま60歳を迎えて、下の年金受給者になると

いうケースです。私どもがお預かりする年金原資は、基本的には勤続 10 年未満で、10 年以上の方は、いちばん左の上にありますように、これらの制度から 60 歳になったときに年金が給付されるという仕組みになっております。

次の頁で、それぞれの事業の概要です。会員支援事業ですが、3 つ目の箱の(3)をご覧ください。私どもの会員に対する必要な情報提供、あるいは相談助言、研修等の事業を実施しております。また、各種委員会を設けて政策提言のための研究・検討をしているということです。

活動実績ですが、会員に対する研修については、これは本部でやっている研究ですが、毎年度 40 を超える研修で、その中に約 2,000 を超える会員の役職員が参加しているという状況です。平均で 1 研修当たり大体 50 名程度の参加です。各地方でも同様に自主研鑽ということで、各地方で頻回の研修会が催されております。平成 20 年度、平成 21 年度は 300 を超える研修会が行われておりますが、これに対して私どもの役職員が研修講師などとなって派遣をされております。平成 18 年度、平成 19 年度はバーになっていますが、これは集計していないだけで、やっていないというわけではありません。

会員からの相談助言については、下の注にありますように電話・来訪・文書による相談を実施しておりますが、毎年 3,000 を超える相談を受けております。一昨日、3 名の委員の方には 5 分程度ご参加いただきましたが、先日特に確定拠出年金の関係者が集まった検討・研究会をやっておりまして、そういう検討・研究会を大体年度 30 回弱、月 3 回程度実施しているという状況です。

年金通算事業ですが、(3)事務・事業内容を見ますと、先ほど申し上げましたが、移管をされた受給者の数が近年急速に増えております。昭和 22～昭和 24 年生まれの団塊の世代がちょうど 60 を迎えて、受給開始年齢に到達しているという状況です。その結果、平成 20 年度については年金受給者 370 万名、給付額 5,100 万、平成 21 年度については 440 万名、給付額 6,000 億、平成 22 年度については私どもの予算の見込みですが、520 万 6,500 億という状況です。ご覧のように、今後年間 80～90 万名受給者が増えます。具体的には 90 万名程度新規の受給者が増えて、亡くなる方が 10 万人ぐらいということで、大体 80 万名ぐらい純増していくという状況です。いずれにしても、新規の裁定事務が 90 万名ぐらい、失権処理が 10 万名、併せて経常的に給付している人が 500 万名程度という事務を担当している組織です。

次の頁ですが、課題です。基本的には(1)にありますように、ナショナルセンターとしての役割を一層強化していきたいと思っております。特に①の 2 つ目のポツですが、戦後 50 年間続いた適格退職年金制度が、再来年に廃止されます。この適格退職年金制度には 7 万の企業が加入していましたが、現在は廃止されるということで大体整理して、2 万前後残っておりますが、この 2 万前後の制度を、今後 2 年間でどういう形で企業年金制度に移管していくかが大きな課題で、私どもは積極的に対応したいと思っております。

(2)年金通算センター事業の①の 2 つ目のポツです。先ほど理事長が申し上げましたが、日本年金機構の記録と厚生年金基金の記録の突き合わせが始まっております。私どもの役割は、1 つは 600 ほどある厚生年金基金に日本年金機構からいただく記録を配付し、突き合わせをしていただく、もう 1 つは、私ども自身が先ほどの中途脱退者の記録の突き合わせを行うということです。現在までに、約 4,000 万の記録を年金機構からいただ

いており、そのうち 1,000 万の記録を約 600 ほどある厚生年金基金に配付しています。残り 3,000 万人部分を、私どもが今後日本年金機構の行程表に沿って、約 3 年間で記録の突き合わせを行っていくという状況です。

未請求者ですが、住所がどうしてもつかめないために、私どもの裁定請求書が届かない、あるいは裁定請求書が届いてもそのままお持ちになって、請求をしていただけない方がおります。そういう方に対してできるだけ給付につながるように、現在、住所不明者については的確な住所の把握を徹底すると同時に、裁定請求書が届いている方についても督促・督促をするという事業を推進しております。

併せて、今国会に出ている法案で、平成 23 年から住民基本台帳ネットワークから住所情報が取れることとなりますので、その活用も図りたいと思います。

3 つ目の大きな課題は、年金の資産の安全で効率的な管理・運用です。先ほど 10 兆 6,000 億と申し上げましたが、毎年 6,000 億程度の給付をしながら 10 兆程度の資金を運用することになります。そういう意味で、安全で効率的な運用のためのポートフォリオを構築して運用をしております。併せて多様な運用スタイルを有する運用機関の採用により、効率的で効果的な投資をして、平成 21 年度については市場を上回る収益率を上げているという状況です。

改革案です。基本的には組織のスリム化、あるいは財政支出の削減を中心とした改革案です。組織については、先ほど総括審議官からありましたが、年金記録の整備が終わったあとは、現状を下回る体制で増え続ける需要に応えたいと思っており、平成 25 年度以降は 16 名の削減を予定しております。また、役員についても、平成 20 年度に 6 名から 5 名にしました。今後の対応としては、さらに来年度は 1 名削減を予定して、その中で対応したいと思っております。

補助金については、いま 1.8 億円の補助金をいただいておりますが、来年度はゼロを想定して予算を組みたいと思っております。委託費については、厚生労働省のご意向ですが、別の形で厚生労働省にやっていただけるなら、私どもとしては必要な協力を進めたいと思っております。基本的には組織のスリム化、あるいは人・財政支出の削減は、いま申し上げたとおりです。

5 頁ですが、最後に 1 点だけ申し上げます。未請求者対策ですが、平成 18 年度の未請求者 124 万を対象に対策を開始しましたが、これまで順次進めており、転居先不明等により裁定請求書が手元に届いていない方の数は、64 万人まで減少してきております。これをさらに今後とも押し進めると同時に、やり方を効率的広範に変えながら、今後ともこの対策を実施して、できるだけ数を縮減していきたいと思っております。以上です。

(省内事業仕分け室からの論点提示)

○草間座長

ありがとうございました。次に、省内事業仕分け室から、議論の参考として企業年金連合会の事務・事業の論点等の提示をお願いします。

○総括審議官

資料 3 をご覧ください。1 頁ですが、大きな論点を 3 つ掲げております。1 つ目は、メ

インの業務である年金通算業務について、国の補助金の廃止を検討できないかということを示唆しました。先ほどすでに常務理事から来年度は要らないというお話がありましたので、これは論点ではないかもしれませんが、一応挙げております。

2つ目は、年金資産の運用の話です。先ほど少しお話がありましたが、参考の下を見ると、運用利回りが平成17年度、平成18年度はそれぞれ22.7%、5.6%でプラスだったわけですが、平成19年度、平成20年度はそれぞれ9.9%、18.3%と大幅なマイナスになっております。資産額と年金給付債務との関係で見ると、平成20年度では2兆8,000億余りの不足になっております。平成21年度は回復しておりますが、まだ不足が立っているのではないかという感じもしており、この辺をどう評価するかということがあろうかと思っております。

3つ目は、これも言及がありましたが、未請求者対策の問題です。先ほど平成18年度末の未請求者に対する話がありましたが、平成20年度末でいくと、平成18年度は124万で減ったかと思いますが、その後平成19年度、平成20年度で発生した方もいて、平成20年度末だと143万名の対象者がいるということです。この対象者に対しては、平成21年12月現在で143万名の部分については111万名まで減っていますが、また新たな発生もあるという状況で、この辺の対応がきちんとできているかということが論点になるかなと思っております。

細かい論点は2頁以降にあります。2頁の真ん中ですが、ラスパイレス指数は94.1ということで、国家公務員よりも低いということです。また、常勤役員の中に国家公務員出身者が2人いるのをどう評価するかという問題はあろうかと思えます。また、不要な余剰資産はないということ、運用資産の中にも入っているということですが、京都の嵐山に年金基金センターがあって、これをどう評価するかということはあるかと思えます。

3頁ですが、年金給付業務の補助金は先ほど話がありましたので飛ばして、4頁に移ります。委託事業の話です。連合会からは国のお考えでいかようにもという話ですが、私も考えるに、国が直接実施するのか委託を続けるのか、あるいは年金機構等が考えられるのかなという気がしますが、これらはどういう形でやっていくのが適切かということが論点になるかと思っております。未請求者対策は先ほど申し上げたとおりです。年金資産の運用についても先ほど申し上げたとおりですが、いちばん下に参考に書いておきましたが、資産構成については株式が4割、うち外国株式が2割、国内債権が4割、外国債権が2割というポートフォリオだということも、ご参考までに提示させていただきたいということです。以上です。

(議論)

○草間座長

ありがとうございました。

それでは、議論に移ります。企業年金連合会の事務・事業の必要性や改革案の妥当性等を判断するため、仕分け人から質問等を行っていただき、議論をお願いします。また、厚生労働副大臣からも、議論の活性化のため質問等を行っていただき、議論への参加をお願いしたいと思います。議論の時間は30分を目安にお願いします。質問に対しては、

ポイントを簡潔にお答えください。回答が冗長になっている場合にはチャイムを1回鳴らしますので、ご留意願います。また、制限時間となる1分前に事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご留意ください。なお、制限時間をお知らせするチャイムは2回鳴らします。

それでは、議論を始めたいと思います。質問がある方は挙手をお願いします。

○高田仕分け人

全般的な運用についてご質問します。理事長からもご説明がありましたように、この2年間の大変な事情の中でご苦労も多かったと思いますが、10兆円というのは大変な金額です。その中で中長期的な健全化というお話がありましたが、この辺についてどのような形で具体的に対応なさっているのか、もしくは運用に対する評価とか、先ほども少し議論がありましたが、平成21年度についてはかなりの改善というお話がありましたが、正確でなくても結構ですので、余剰、不足も含めてどのような状態になっているのかといった点をお聞かせいただければと思います。

○企業年金連合会理事長

私からも回答しますが、内容に沿って担当理事からも回答させますので、よろしくご了解ください。

運用全般については、方針をいわゆる積立不足に陥るリスクを最小限にするというのを基本としております。具体的に言うと、株式比率をどうするかによって変わってくると考えておりますが、現在は約40%の株式比率ですが、積立水準が向上するに応じて、株式比率を下げていくという方向が正しいのではないかとということです。あらゆるケースについてのシミュレーションをしております。これに沿って、中長期的な財政運営の健全化を図っていくという考え方です。あとは、補足的に運用担当理事の濱口よりご説明申し上げます。

○企業年金連合会理事

運用執行理事の濱口です。財政のことなのですが、平成21年度は、平成20年度の-18.3とほぼ同じプラスの利回りが下に注で書いていますが、平成20年度のマイナスは消えて、平成19年度末の状態、引き続き4,000~5,000億ぐらいの不足は残念ながら残っていますが、その状態まで改善しているということです。

運用の大きな評価ということでは、いま理事長がおっしゃったようにリスクは落としていくということで、5年前は株の比率が60%近くありましたが、いまは40%ほど落としているということです。今後も財政状況がプラスに改善すれば、さらに落としていくつもりです。ただ、必要な利回り、4%を少し上回る必要利回りがありますので、一定のリスクは取る必要があるということで、平成19年度、平成20年度は市場の状況でこうなったということですが、方向としては落としていくつもりです。

○仁田仕分け人

1つ全般的なことを伺いたいのですが、組織のガバナンスについて、1,500の会員があ

る大組織なのですが、これが適切に運営されるためには、適切なガバナンスが必要であるということだろうと思います。もちろん国のお金が入っていますから、厚生労働省、つまり政府のほうでいろいろな形でモニターすることは行われていると思いますが、それ以上に会員からのモニタリング機能が、ガバナンスの中でどれぐらいきちんと働いているのかが大事だと思うので、この点についてお話いただければと思います。

○企業年金連合会理事長

組織的には、会員から選抜された評議員会があります。また、その評議員の中から選ばれた理事会があります。評議員が 37 名、理事が 17 名で、理事の中に私どものような常勤理事が 4 名とか 5 名入っている形です。予算、決算、事業計画その他について、評議員会、理事会で徹底的に審議した上で決定することになっております。内部の、これは会員からのというよりは、常勤の役員会の中での徹底的な経営会議というか、そういう類のもの、またコンプライアンスオフィサーを設けており、これがコンプライアンス、あるいは契約監視委員会といったものを通じて、きめ細かいコンプライアンス活動をやっているというのが実態です。

○企業年金連合会常務理事

一言だけ補足します。先ほど委員会活動を年間 30 回やっていると申し上げました。その委員会の委員は、基本的には理事、評議員会の中から選ばれます。私どものアクティビティを常時、月 3 回ほどやっていますが、意見交換をして、最後は理事会、評議員会で決定するという状況になっております。

○仁田仕分け人

参考までに、去年、一昨年のような状況ですと経営状態としては非常に厳しいわけですが、そういうときには会員のほうからしっかりしてくれないと困るのではないかとか、そのようなことを言われるのではないかとと思いますが、そういうことは評議員会等で議論に出てくるということでしょうか。

○企業年金連合会理事長

もちろん、それはございます。運用状況がどうなっているかについては最大の関心ですから、これについてはきめ細かい説明をしますし、それに応じてどういう年間の予算を組むか、あるいは事業計画を組むかという形につながってくるわけですが、予算編成の段階でそれについては非常に厳しい議論になるのが現状です。

○岩瀬仕分け人

3 点ばかりお聞きします。先日視察に行ったときに、嵐山について収支の状況を教えてほしいとお尋ねしましたが、資料が出てきていましたが、それは単年度の収支だけで、いわゆる減価償却の累計額等は一切ないのですが、そういうものは作っているのか作っていないのかを教えてくださいたいと思います。

もう 1 点は、やはり視察のときにお話を伺っていて、申請主義の限界を感じたのです。

連合会としては申請主義を堅持せざるを得ないと、いま国は申請主義をやめて、積極的に未請求者等に働きかけていっているのですが、連合会ではそれができないということになっているのかどうか。

もう 1 つは、改革案の中で最も重要と思われる未請求者対策なのですが、ここに、住所情報が取得できて、なおかつインターネットを活用すれば「大幅に減少する」とお書きになっていますが、「大幅に減少する」と書いた根拠は何なのか。その 3 点を教えていただきたいと思います。

○企業年金連合会理事

理事の鎌田でございます。京都年金基金センターのことについてお話しします。京都年金基金センターの経営は、基本的には国からの財政の支出の関連はなくて、独立採算性を取っております。

○岩瀬仕分け人

財務諸表の付属明細書みたいなものを作っているのか作っていないのかというのはどうなのですか。

○企業年金連合会理事

それは作っております。

○岩瀬仕分け人

なぜ提出していただけなかったのでしょうか。

○企業年金連合会理事

それは、財務諸表の 5 頁に福祉施設経理というのがありまして、ここの貸借対照表がいまのご質問の回答だと思います。

○岩瀬仕分け人

いわゆる減価償却の累計額とか、そういうのを細かく出すのが付属明細書だと理解していたのですが、そういうものは作っていないということですね。

○企業年金連合会理事

作っていないというか、今回は財務諸表ということでお出ししたということですか。

○岩瀬仕分け人

福祉施設の議論をするときには、もう少し細かい内容がわからないと、なかなか議論が進まないと思うのです。それと、この福祉施設を作ったときのインシヤルコストの財源は一体何なのかを教えてくださいませんか。つまり、情報公開が、今回の仕分けの資料を見ても非常に不十分というか、議論を深める上での資料提供がされていないのではないかと感じるのですが、その点について教えてください。

○企業年金連合会理事

不足の資料につきましては、提出が漏れていたということでお詫び申し上げます。ですから、提出を改めてさせていただきますが、いずれにしてもそういうものは準備しておりますし、最低限のところでは福祉施設経理の貸借対照表で、京都年金基金センターの固定資産とか、その辺のところを載せているということです。

○草間座長

あと2点ありましたので、そちらをお答えいただきたいと思います。

○企業年金連合会常務理事

イニシャルコストは、当時平成元年に購入しましたが、そのときの運用収益で購入しました。

2点目の申請主義の限界ですが、私どものほうにご来訪いただいたときに、委員からは住所変更の届け出をいちいちやらなくてはいけないのかという文脈でお伺いがあったと思います。仕組み上は確かにそうなのですが、いま私どもが実質的にやっていることは、年金の受給開始年齢は60になる前で例えば80万名ぐらいおりますが、その80万名すべてについて日本年金機構から住所情報を含めた基本情報をいただき、いただいた上で、全部に対して裁定請求書をお送りするという形になっております。そういう意味では、制度上は、できれば関心を持って、住所を変更したときやっていたきたいと思っているのですが、実質的にはそういう形でどんどん負担軽減をして、最新のデータを日本年金機構からいただいて請求書を送付しているという状況です。

未請求者対策については、いま私が申し上げた事業は今年度からやっております、全員について、いままで未請求者対策は未請求だった人に送ったけれど、返戻されてしまった方について後追的に住所を取りに行くという状況でしたから、それを変えて先に80万なら80万、100万人弱の人の情報を取りに行き、そこでまずつなげるということが1つ。もう1つは、幸いにも今回同時に記録の突き合わせの事業が始まっております。記録の突き合わせの事業は、そういった基本情報だけではなくて、資格記録も全部私どもにいただいて、そこで先ほど申し上げたように3,000万名分の突合を一気に開始します。そのときに、たまたま番号あるいは住所がわからなかった方でも、資格記録が完全に一致する場合は、おそらくその人だと推定をしながら住所を特定すると。その特定をしたあとに、またやり取りをするということができないのではないかと考えております。そういう意味で、少し発展があると思った次第です。

○岩瀬仕分け人

「大幅に」と書いた根拠は何かということはいかがですか。

○企業年金連合会常務理事

これから夏に向けて整理をして、99万名分がどのぐらいになるかを厚生労働大臣にご報告します。その中で、私どものこの1年のアクティビティの中では、それなりに減っ

てきているのではないかと。報告をこれからしますが、そういう見込みのもとで書いております。ただ、大幅にという語感が捉え方で違っていれば、大変失礼かもしれませんが、そのように思っているということです。

○岩瀬仕分け人

もう 1 点だけ、普通はこういうものはサンプリング調査などをやって、このやり方であればかなり効果があるという意味で書くわけです。つまり、ここに書いているのは、期待を書いたというわけですね。つまり、まだ対応策にはなっていないと、こういう方向で考えて対応策を練りたいということですね。

○企業年金連合会理事

対応策にはなっていると思っています。なぜかということ、残念ながら転居先不明のウェイトが非常に高いのです。これについて、やっと昨年からエポックメイキングが始まったと申し上げましたが、日本年金機構との記録の突合がやっとできるようになったということです。住所情報については、これでもまだ不足です。なかなかそこまでいきません。

もう 1 つは、いま法案として提出されている住基ネットの活用によって、さらにそれが向上できるのではないかと期待を持っているということです。

○岩瀬仕分け人

期待をお持ちだということですね。

○企業年金連合会理事

はい。

○草間座長

あと発言されていない方、どうぞ。

○那須仕分け人

補助金ゼロでよいという提案をなさっていますが、業務経理については、年金経理から業務経理への移管、すなわち年金経理は受給者の積立金でやって、いまでも 208 兆円の不足分があるわけで、それがどんどん不足が膨らむ要因になっていくのではないかと不安を抱えたのですが、それはどうでしょうか。

○企業年金連合会理事長

そういうことはございません。年金経理からの業務経理への繰入れとありますが、これは基本的にはものすごく厳密な形でしかできませんので、それはまずないと考えております。あくまで会員に対するサービス、先ほど申し上げた研修事業とか、そういうものをすべて会員の会費をもってカバーするという考え方ですから、その点をご安心いただきたいと思います。

○小野寺仕分け人

いまの補助金に関連して、平成 23 年度は補助金ゼロということで、もはや議論の必要もないということになったのですが、平成 22 年は 1 億 8,000、平成 21 年は 4 億 6,000 の補助金と。それらが補助金なしでもやっていけるという、自主努力、自己努力の賜物だろうと思いますが、平成 22 年あるいは平成 21 年にできなかった要因を、どのような努力でゼロにできるということになったのか、今後の教訓の意味でも教えていただければと思います。

もう 1 点は、委託費については厚労省の意向に従うということですが、不可欠な事業活動だという認識を持っておりますし、積極的に位置づけてやっていくという構えの上でおっしゃっているのか、むしろ返上したいということでおっしゃっているのか、その 2 点についてお願いします。

○企業年金連合会理事長

後半のほうから申し上げますと、全く委託事業をやめたほうが、国家的な意味でいいと考えているわけではありません。私どもが委託を受けるのが最も効果的なのではないかと、あくまで思っております。しかし、ご意向次第では返上もやむを得ないという考え方です。

もう 1 点の補助金についてですが、これは急速に減っていくわけですから、我々としてはこれについても対応するしか方法がないわけです。知恵と工夫を働かせてやっていくということです。これについては、当然会員に対するサービス面がいちばん影響を被りますので、これをどうするかということについては会員のご理解を得ながら、必要最低限のことを知恵と工夫を働かせながら、いままで以上にサービスの質を上げていくという考え方です。

○小野寺仕分け人

私がお尋ねしているのは、平成 22 年あるいは平成 21 年にこれだけの補助金が付いてやっていたのが、平成 23 年度でゼロにできるというのは、具体的にどういう知恵・工夫があったのか、その結果としてこうなったと、そこをやや具体的に教えていただければという意味なのですが。

○企業年金連合会常務理事

さまざまな分野で、例えばコールセンターの費用を入札するなどして相当抑えるとか、これは結構郵送料がかかるものですから、まとめて郵送したほうが安くなるとか、鉛筆の 1 本に至るまでいろいろな工夫をしながらやっていくと。

もう 1 つ大きいのはシステム関係経費なのですが、システム関係経費をどのようにしていくか、あるいはどのように運用経費を抑えていくかを、日々のオペレーションの中でできるものをすべてやるということで、まずはやるということです。それと同時に、私がお説明しましたが、全体の人員も一人ひとりの生産性を上げて、業務が増える中で抑えながらやっていきたいと考えております。

○草間座長

私からよろしいでしょうか。先ほど、理事長から厚労省の委託があったほうが効果的だというお話がありました。当局としてはどのように捉えておりますか。ざっくりばらんにお伝えいただければと思います。

○補助者

先ほど委員からもお話がありましたように、代行返上なされた場合の記録整理、あるいは責任準備金の算定という仕事は、必要不可欠な仕事です。私どもも、いま法律の規定に基づいて連合会に委託をしているわけですが、先ほど連合会の資料の説明にありましたように、連合会の年金通算センターとしての本来持っている役割の中で、中脱者等の記録のデータベースを持ち、それを整理するためのシステムを持ち、長年のノウハウを持っている企業年金連合会に委託をすることが、最も効果的であろうという判断のもとに委託をしているということです。

○草間座長

ありがとうございます。委員の方で、これと違った観点でお願いします。

○仁田仕分け人

いまの委託のことなのですが、委託というのはどういう形で契約しているのかということです。つまり、普通は代行返上がたくさん発生すれば、それだけ業務量が増えるのではないかと思うのですが、そういうことについてはどのように対応しているのかということです。

○企業年金連合会常務理事

基本的には、先生がおっしゃるとおりのご指摘です。来年度の 1.8 億についてはいろいろな見込みがありますが、大体 7 つ程度が記録整備あるいは計算をすると。ただ、新規に発生する 7 つだけではなくて、過去からずっと、この事業は記録を突き合わせた息の長い事業ですから、2 年ぐらいかかると。いま、まだ 44 の処理をしております。44 の処理プラス 7 とか、そういうことを念頭に置きながら、国のほうで積算をしていただいて、私どもに委託をしていただいているという状況です。中身は、基本的には電算の使用量が半分ぐらいを占めているということです。

○草間座長

そのほかはいかがでしょうか。

○那須仕分け人

パンフレットを見たのですが、新規で連合会に加入される方は、年金額 2.25% で終身年金を保障するみたいを書いてあるのです。先ほど 4% の必要利回りが必要だというお話がありましたが、それをどんどん下げていくためには、2.25 というのは国債利回りに

比べるとかなり高いので、その辺の利回りをもう少し下げて、早めに必要利回りを下げる必要があるのではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○企業年金連合会理事

連合会の理事の熊沢です。いま、連合会の場合は年金を支給する前提の利回りを 2.25 にしているのですが、年金は非常に長期にわたるものですので、長期的な見通しの上に立って利回りを決定していく必要があるということで、連合会の場合は長期の国債利回りなどを参考にして利回りを設定しています。30 年国債の過去 5 年間の利回りで見ると、2.4% ぐらいで回っていますので、2.25 というのはそんなに高いということではないと思っております。もちろん、金利変動があつて状況が変わってくれば、そういった 2.25 のものも見直しをするということによってやっております。

○草間座長

よろしいでしょうか。今日は長浜厚生労働副大臣がお見えになっております。副大臣から何かございますか。

○長浜厚生労働副大臣

結構です。

(仕分け準備)

○草間座長

委員のほうからはいかがですか。

それでは、質疑等も大体終局に向かいつつありますので、いまから 2 分間、評価シートにそれぞれ書いていただきたいと思います。制限時間になる 1 分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご注意ください。それでは、どうぞご記入願います。

(仕分け意見の表明)

○草間座長

ご記入いただきましたでしょうか。ただいまから、企業年金連合会の事務・事業や法人全体について、仕分け人からのご意見をお願いします。お一人方 1 分程度でのコメントをお願いします。なお、仕分け人の意見表明が 1 分を超えた場合には、事務局からチャイムを鳴らします。それでは、岩瀬委員からお願いします。

○岩瀬仕分け人

嵐山の事業に関しては、企業年金連合会の本来の業務とあまり関係ないのではないかと。こういうところに人とお金を割くのはどうかと私は思いますので、この事業は速やかに廃止していただきたいと思います。

本来の業務に関しても、いわゆる機構の業務とかなり一体化できるのではないかと思います。徴収業務がないだけで、ほとんど同じ業務がダブっていると。その場合は機構と一体化して、加入者・受給者のサービスに努めるべきだろうと。そのほうがより合理

的な運営ができて、国民経済的にもいいのではないかと思います。だから、私の場合は国の機関と一体化するというのが結論です。

○小野寺仕分け人

いちばん関心を持つのは、未請求者対策です。ただ、いまのご説明を聞く限りでは、今後に期待するところが大きということで、それ以上のことを踏み込んで提示できるだけの条件もないのであろうという理解があります。

ただ、今後おっしゃるような方向でやってみて、検証してみて、それで果たしてうまくいくのかということ、きつとうまくいかない状況が出てくるだろうと思いますので、その辺りで抜本的な対策の検討が必要なのかなという思いを持ちました。

また、私自身は改革を評価しますが、嵐山についてはこの雑誌のいちばん後ろに広告宣伝が出ておりますが、私個人としても、果たしてこのような事業は連合会として不可欠なものと言えるか、いろいろな経緯があっておやりになって、やめるまでもないと、赤も出していないということなのでしょうが、本来的な事業としてどうなのかと。抜本的な視点で検討して、これは事業から外すのが本来の筋だろうと思います。

○高田仕分け人

御連合会の場合は非常に幅が広いというか、運用もなさっておられますし、こうした受託の状況、ナショナルセンターという状況の中で、その幅の広さの中で、それぞれのようにしていくのかということところが重要な点だと思います。運用については10兆円の大変な機関投資家ですし、全国の1,500の運用機関の模範としての役割というものにも期待というか、注目という部分もあると思いますので、その辺に関しては大変なご努力と、その中でのガバナンス、システムの体制は今後もより必要であると思います。

2番目の論点の機構というところに関しては、公的なのか、全体のインフラの中でどのようにしていくか。この1年間も大変な進歩があったわけですが、全年金システムの中でどうしていくのかというのは、いろいろな議論があろうかと思います。

3番目の論点については、昨今のIFRSとか確定拠出年金とか、こうしたいろいろな論点が出てきます。そうしたところをナショナルセンターとしてより多くの方が期待しておられるので、そういったところを我々も非常に期待させていただきたいと思います。

○仁田仕分け人

私はあまり言うことはないのですが、こういう大きな組織になって、1,500名も会員がいるとなると、なかなか目が届きにくくなるか(生命保険会社の相互会社ほどではないですが)、実際には本体が独走してしまうみたいなことになりがちです。民間企業がやっているのですから、自分のことがかかっているのだから、ちゃんと声を出すと思うのですが、十分に判断してやっていかないと大きなミスைクを起こしてしまうことになると思いますので、それはきちんとやっていただけるのだろうと考えた上で、改革案が妥当という判断です。

○那須仕分け人

最近、企業年金の減額の話がよく出てきているのですが、運用などで失敗して加入者が不安を抱くことがないよう、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

(仕分け意見の結果発表)

○草間座長

ありがとうございました。それでは、仕分け人の評決結果の発表をお願いします。

○総括審議官

いただきました評決結果を発表します。1つ目が年金通算事業ですが、「改革案では不十分」がお二人、「改革案が妥当」が4名です。不十分の方のうち、お一人が「国への事業移管」、お一人が「事業は法人で継続するが、更なる見直しが必要」ということです。

2つ目の受託事業ですが、これも「改革案で不十分」がお二人、「改革案が妥当」が4名です。不十分という方のうち、お一人が「国への事業移管」、お一人が「法人で事業を継続するが、更なる見直しが必要」ということです。

全体の連合会の組織運営体制ですが、これも「改革案では不十分」がお二人、「改革案が妥当」が4名です。不十分という方のうち、お一人が「他独法との統合移管」、お一人が「更なる見直しが必要」ということです。

(政務三役からのコメント)

○草間座長

ありがとうございました。議論や仕分け人からの意見を踏まえ、政務三役からのコメントをお願いします。長浜副大臣、お願ひいたします。

○長浜厚生労働省副大臣

冒頭に申し上げましたとおり、貴重なお時間をいただき、仕分け作業をいただきましてありがとうございました。ご発言にもありましたような当組織の社会的責任の大きさ、機関投資家としての運用規模等々を含めて、世間で注目をされている公的年金を加えた三階建て部分の位置づけ、またご説明にもありましたように、今国会に提出されている企業年金関連法案との関係もあり、いただいたご意見を政務三役の全員に伝えて、今後の運営において、あるいは予算作業において参考にさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○草間座長

それでは、本日の議論や仕分け人からの意見を踏まえ、厚生労働省におかれましては企業年金連合会の改革案のさらなる検討、取りまとめを引き続きお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

(説明者を企業年金連合会から、中央職業能力開発協会に交替)

○草間座長

ただいまより、第 7 回厚生労働省省内事業仕分けを実施いたします。本日の進行役を務めさせていただき草間でございます。本日は中央職業能力開発協会を対象として、省内事業仕分けを実施いたします。

(省内事業仕分け室からの説明)

○草間座長

はじめに省内の事業仕分け室から、概要のご説明をお願いいたします。

○総括審議官

それでは、中央職業能力開発協会についての資料 1 をご覧ください。表紙の裏側ですが、私から法人の概要をご説明いたします。まず役員については、常勤役員は 4 名ですが、業界団体等が会員になっており、そこの方々が非常勤の役員として 136 名いるという構成になっております。常勤役員 4 名のうち、国家公務員出身者が 2 名です。職員は全体で 174 名です。このうち国家公務員出身者が 1 名、現役出向者が 20 名です。白い所とグレーの所がありますが、右側を見ていただきますと、組織として白抜きの総務部、能力開発支援部、技能振興部、技能検定部の 4 つにかかわるものが、いわばこの協会の恒常的な事業です。この部分の職員が 93 名です。

一方、下側に基金事業本部が 3 部あります。括弧にも書いてありますように、これは補正予算に基づく基金事業として一時的にやっているもので、平成 21 年度補正で 7,000 億円の基金を積みました。ただ、政権が変わって民主党政権になりましたから、この基金でやっている事業の主たる部分を、平成 23 年度からは恒久措置とするという方針ですので、今のところ平成 22 年度までの部分を基金でやることになっております。平成 22 年度に始まった部分の支払いがありますので、事務は平成 23 年度まで続くわけですが、いずれにしても一時的な事業です。ここにかかわっている職員が 81 名です。これは一時的な事業ですから、本日の評価の対象からは外したいと思っております。予算規模も両方に分かれて、恒常的部分についての予算は 32 億円です。このうち国からの財政支出が 15 億円です。基金事業の平成 22 年度分としては 2,132 億円です。これは基金ですでに支出済みですが、原資は国からの財政支出ということであれば、2,132 億円全部は国費が財源ということになります。

主な事務・事業としては、1 つ目が技能検定です。中央職業能力開発協会が試験問題を作成し、都道府県にある職業能力開発協会が試験を実施するという形になっております。このうち、中央職業能力開発協会部分としての予算が 9 億 5,000 万円です。これは国の補助事業ですので、国からの補助金が 5 億 2,000 万円です。もう 1 つは、この協会は国から 5 つの委託事業を受託しております。ものづくり立国の推進等ということで、この関係予算が約 10 億円です。これは委託ですので、全額国からの財政支出です。このほかに自主事業として、出版・セミナー等を行っております。この自主事業の予算規模は 12 億円です。組織体制は右上に書いてあるとおりです。よろしく申し上げます。

(法人・担当部局からの事業説明)

○草間座長

引き続き法人・所管部局側から、中央職業能力開発協会の事務・事業の概要のご説明をいただくとともに、当該法人の改革の提示をお願いいたします。ポイントを絞って 13 分以内で、簡潔なご説明をお願いいたします。また、手元の資料にて説明を行う場合には、どの資料に沿っているのかを明確にした上で説明をお願いいたします。制限時間となる 1 分前に、事務局においてチャイムを鳴らしますのでご注意ください。それではお願いいたします。

○中央職業能力開発協会理事長

中央職業能力開発協会理事長の青木でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。まず、「中央職業能力開発協会の主な業務と実績」という資料がありますので、それをご覧ください。中央職業能力開発協会は、技能検定事業が主たる業務です。この技能検定制度というのは、労働者の有する技能の程度を検証する、公証する国家検定です。ものづくり系や建設系から始まり、サービス系に至る幅広い職種について、とりわけ実技試験と学科試験とで構成し、試験を実施しております。現在 136 職種の技能検定がありますが、このうち 124 職種を当中央職業能力開発協会と、都道府県の職業能力開発協会が実施しております。そのほかの 12 職種については、民間団体が指定試験機関ということで実施しております。

中央職業能力開発協会の構成は、そこに書いてありますように社団法人日本自動車工業会、あるいは社団法人鉄鋼連盟など、主として自動車、鉄鋼、電機、建設などの全国的な業界団体を主たる会員としております。現在の会員は 454 会員で、309 の業界団体を会員としております。そのほかに個別企業や、47 都道府県の職業能力開発協会が会員となっているという状況です。私どもはこういった会員団体、業界団体、都道府県協会の協力を得て試験を実施しています。

私どもの技能検定にかかわる事務は、技能検定の試験問題を作成するという事務です。試験問題作成については、1 つの職種を複数の作業に分けて実施しております。また、等級を分けておりますので、試験問題の作成数は年間 700 試験となっております。したがって学科試験問題数でいきますと、年間 3 万 5,000 問を作っているということです。その作り方は、業界団体の専門家に技能検定委員ということでお願いしておりますが、1,600 名ぐらいにお願いして、そういう方々が集まって検定委員会、作問委員会といった委員会を構成して、そこで議論をして作っていきます。こういった委員会は年間 850 回開催しているという状況です。

下のほうに実績が書いてあります。平成 21 年度は約 22 万名が受検して、13 万名が合格しております。これまでの技能検定の累積受検申請者数は約 723 万名です。我が国のものづくり産業に広く定着していると考えております。こういったことにより、とりわけ企業にとって見ると労働者の処遇や人材育成、あるいは企業の技術力の証明に使っています。労働者サイドから言えば、職業訓練や自己努力の目標となるということで、役に立っていると考えております。ちなみに、いろいろな調査がありますが、平成 20 年にしたアンケート調査でも、91.7%が「技能向上等に反映されている」という回答を得ているところです。

次の頁がもう 1 つの大きな柱の事業である、ものづくり立国の推進事業です。ものづ

くり立国推進事業というのは、大きく 3 つの技能競技大会を開催する事業です。1 つは青年技能者技能競技大会（技能五輪全国大会）です。大体 23 歳以下の 1 年ないし 5 年ぐらゐの職務経験を持っている人たちが集まって、技能競技をします。これは毎年開催しております。2 番目は熟練技能者技能競技大会（技能グランプリ）です。これは職種によって経験年数は違ってきますが、1 級技能士という、もう少しレベルの高い人たちに対して 2 年に一遍やっているものです。それから若年者ものづくり競技大会です。これは工業高校などで技能習得中の人たちを対象にして、競技大会をやっています。

こういった大会を通じて技能の重要性をアピールして、技能尊重機運の醸成を図ります。また、選手あるいは選手を含むその企業の技能向上の目標になり、現実に技能水準の向上に役立つと思っております。実績はそこにありますように、平成 21 年度の技能五輪全国大会は茨城で、天皇陛下ご在位 20 周年記念事業として開催され、40 職種、983 名が参加し、入場者が 10 万名を超えるという状況です。そのほかにはそこに書いてあるとおりです。最後に技能五輪国際大会の話があります。これらは隔年に行われているもので、平成 21 年度にも行われ、日本は金メダル 6 個を含む 14 のメダルを獲得しております。

それから「職業能力開発協会の改革案について」ということで、資料 2 で改革案のご説明を申し上げます。まず、この改革案には「ヒト・モノ・カネ」とあります。ヒトについては、組織のスリム化ということです。平成 21 年度は職員数 137 名が平成 22 年度には 93 名ということで、削減率 32%、44 名の削減をいたしております。平成 23 年度にはさらなる削減に向けて、精査していきたいと思っております。その下です。基金事業については平成 23 年度に基金事業本部を廃止いたします。

国家公務員 0B 関連の役員ということでは、平成 21 年度は 7 名のポストがあり、5 名が 0B 関連でしたが、平成 22 年度に 3 ポストを削減した中で、合計 4 つの 0B を削減しております。後ろの詳しい所をご覧くださいと、次の頁に「組織のスリム化」と書いてあります。平成 21 年から 22 年にかけては、いま申し上げたとおりです。今後の考え方としては、見直しの考え方が上に書いてあります。1 役員体制ということで、来月 6 月の総会で理事・監事の任期が満了いたしますので、理事ポスト 2 及び監事ポスト 1 を廃止して、さらに理事・監事を全員民間化いたします。なお、理事長については任期満了が来年 6 月ですので、厚生労働省の要請を受けて公募することにしております。

1 頁戻ってください。2 番目のモノについては、余剰資産などの売却です。現在、当協会においては事務所は賃貸で対応しており、土地・建物は所有しておりません。また、平成 22 年度中に賃借料の安価な場所に移転すべく、いま計画中です。これにより 2,000 万円の削減を目指しております。

3 番目のカネの面では、国からの財政支出の削減です。平成 21 年度は 27 億円を国から頂戴しておりましたが、平成 22 年度は 15 億円ということで 12 億円の削減、削減率 42%です。平成 23 年度には更なる削減をしようということで、3,400 万円プラスアルファの削減を考えております。2 頁めくって、3. 「国からの財政支出の削減」の下の所に、「具体的な見直し策」と書いてあります。平成 22 年度中に着手し、平成 23 年度に反映しよう。まず事務所の移転については今年度に行いますから、借料及び共益費の約 2,000 万円の削減効果があります。給与関連については地域手当の引下げにより、現在

ラスパイレスが 101.8 ですが、いま労使交渉中で、平成 22 年度中には 100 以下にしたいと思っております。これで 800 万円の削減になります。広報は紙媒体から電子媒体にすることで、印刷、発送費等の 600 万円の削減です。契約については競争契約の積極的導入を果たすことにして、印刷や製造・役務契約についてはそれぞれ企画競争、あるいは 100 万円以上のものは原則一般競争入札を考えております。経費の削減ということでは、それぞれできるだけいろいろな所で削減を図っていきたいと思っております。

(省内事業仕分け室からの論点提示)

○草間座長

ありがとうございました。次に省内事業仕分け室から議論の参考として、この協会の事務・事業の論点等の提示をお願いいたします。

○総括審議官

それでは資料 3 をご覧ください。1 頁めくりますと、主要な論点として 2 つ挙げております。1 つ目は補助事業で、メインの業務でもある技能検定制度についてです。これは中央職業能力開発協会が試験問題の作成等を行い、都道府県の職業能力開発協会が試験を実施しております。それに対しては参考 1 にありますように、国の予算としては中央職業能力開発協会に約 5 億円、47 ある都道府県協会に 10 億円の補助金が出ております。136 職種のうち 124 職種を中央協会、残りの 12 職種を指定試験機関ということで、こちらには補助金が出ていないという構成になっております。こういう中で、現在の 124 職種の実施体制が適当かどうかというところが、論点の 1 つであろうと思っております。2 つ目は委託事業です。5 つの事業について約 10 億円を受託しております。これに必要性及び十分な効果が上がっているかというのが、もう 1 つの論点だろうと思いません。

やや詳しく 2 頁以降を見ていただきますと、2 頁は先ほど理事長からも、平成 22 年度はラスパイレスが 100 と言われましたが、現行では 101.8 です。

3 頁が組織体制についてです。この協会も昨年に行行政刷新会議の事業仕分けがあつて、平成 22 年度の国からの予算が相当程度減っているという中で、すでに組織のスリム化も行われておりますが、これで十分かどうかということが論点になっております。

技能検定事業については先ほど申し上げたとおりですが、スキームを 4 頁に付けております。中央職業能力開発協会は試験問題の作成や実施要領、あるいは試験水準の調整、技術的指導を行います。中央職業能力開発協会の収入としては、国からの補助金が 5 億円です。それから都道府県職業能力開発協会のほうから矢印が付いておりますが、試験問題を作って都道府県職業能力開発協会に頒布するわけです。この頒布料として、そこに書いてあるような単価で、4.4 億円の収入があります。これが中央職業能力開発協会のこの部分の収入です。一方で都道府県職業能力開発協会については、国が 10 億円の補助をしております。ただし、これは都道府県を通じての補助で、都道府県費がさらに同額入ってきます。都道府県職業能力開発協会という意味では、国費と県費を合わせますと約 20 億円です。47 ありますから、それぞれ分かれるわけですが、オールジャパンで 20 億円の補助金が出ております。

受検する方からは右側にありますように、標準的な額として学科試験が 3,100 円、実技試験が 1 万 6,500 円、合計約 2 万円の受検料です。この受検料収入全体で 36 億 7,000 万円ですので、技能検定試験全体のコスト等は、いま申し上げたとおりです。なお、いちばん上にありますように、業界団体からそれなりにいろいろな意味での支援を受けながら、この検定が行われているという構成になっております。

5 頁です。技能検定は職業能力開発協会の系統でやっているもののほかに、指定試験機関で行っているものもあります。受検者数で言いますと、職業能力開発協会系統でやっているものが、124 職種で 22 万名です。これに対して指定試験機関は 12 職種です。これはファイナンシャル・プランナーの受検者が 46 万名と、非常に多いことも影響して 52 万名という状況になっております。受検料等は下に書いてありますとおり、指定試験機関の場合は補助金なしにそれぞれやっているの、学科・実技試験の受検料はバラバラです。学科試験でいくと 3,000 円～8,900 円、実技試験は 3,000 円～2 万 9,200 円です。特に実技試験のほうは、指定試験機関のほうではホワイトカラー系統ということもありますが、一方でものづくり系でこちらでやっているものについては、実技試験の受検料が相当高額になっているという状況です。

それから 6 頁に移ります。国家検定としての技能検定のほかに、公的な認定制度としては技能審査認定規程に基づく認定技能審査というのが、右に書いてありますように 8 団体 9 職種あります。一方で社内検定認定規程に基づく認定社内検定というのが、41 事業のうち 145 職種が認定されています。社会的に言うと、さらにいろいろなビジネス関係の純粋民間ベースの認定は、相当程度行われております。これらについて国等の補助金は出ていないという構成になっております。そういう中での技能検定制度をどう評価するかということが、論点としてあろうかと思っております。

それから、中央協会が行っている技能検定は 124 あるわけですが、受検者数で見いきますと、多いものは年間 3 万名とか 2 万名ということで、機械保全や機械加工の受検者が多いわけ。一方、少ないものとしては陶磁器製造等のように、年間 10 数名というようなものもいくつかあるという状況です。受検者数の少ないもの等の実質的なコストについては、やはり相当高いという状況になっております。こういう状況の下で、基本的には補助金等で同じ額の検定料になっているという構造になっております。

7 頁は委託事業についてです。5 本あると言いましたが、先ほど理事長からもご紹介のあった、ものづくり立国推進が 5 億円です。それ以外はそこにあるように 5 本の委託事業が行われて、全体で 10 億円になっているという状況です。最後に、随意契約の状況はそこにあるとおりです。以上です。よろしくお願ひいたします。

(議論)

○草間座長

それでは議論に移ります。中央職業能力開発協会の事務・事業の必要性や改革案の妥当性等を判断するため、仕分け人から質問などの議論をお願いしたいと思います。また、厚生労働省の政務三役からも議論の活性化のため、質問などを行っていただき、議論への参加をお願いしたいと存じます。議論の時間は 30 分を目安といたします。質問に対してはポイントを簡潔にお答えください。回答が冗長になっている場合にはチャイムを 1

回鳴らします。また、制限時間となる 1 分前に事務局においてチャイムを鳴らしますので、ご留意ください。なお、制限時間をお知らせするチャイムは 2 回鳴らします。それでは、ただいまから始めます。どうぞ、挙手をお願いします。

○岩瀬仕分け人

先日視察に伺ったときにお問い合わせした資料が入っていないのです。なぜですか。職業能力開発推進者の年間の講習受給者ですが、入っていますか。それを仕分けの作業の日までに出していただきたいと。

○中央職業能力開発協会理事長

申し訳ありません。漏れておりました。職業推進者講習については、平成 21 年度は 4,621 人です。

○岩瀬仕分け人

その関連でお聞きしたいのです。その講習を受けて教育訓練助成金とか、キャリア形成促進助成金の申請をして認められた企業、いわゆる国からの補助が出ている企業数というのは、講習を受けた中にどの程度あるのかというのはわかりませんか。

○中央職業能力開発協会理事長

それは取っていないのでわかりません。

○岩瀬仕分け人

なぜ取らないのですか。

○中央職業能力開発協会理事長

なぜ取らないというか、違う制度なものですから。

○岩瀬仕分け人

10 頁のパンフレットを見ると、私は非常に誤解が生まれるのではないかと思うのです。これには国の助成金と職業能力評価制度という 2 つの矢印があって、職業能力開発推進者というのがあります。これを見ると職業能力開発推進者の選任届けを出した上に、職業能力開発推進者の知識をアップするための評価、講習を受けないといけないのはいか、そうしないと助成金が出ないのではないか、という誤解が生まれるのではないかと思うのです。その辺は大丈夫なのでしょうか。

○職業能力開発局能力評価課長

先ほど理事長が話しましたとおり、講習にかかる事業とキャリア形成の助成金の支給にかかる事業は全く別の制度ですので、講習を受けなければ助成金が出ないというものではありません。

○岩瀬仕分け人

わかりました。もう 1 つは、中央職業能力開発協会と都道府県職業能力開発協会の関係です。中央職業能力開発協会は、都道府県職業能力開発協会を指導・連携するというように結構謳っておりますが、地方の都道府県職業能力開発協会のホームページをチェックしますと、財務諸表もまともに公表していない所があるわけです。例えば財務諸表の開示があるのは東京、大阪、愛知の 3 協会のみで、ほかは公表されていません。秋田、山形、高知に至っては、ホームページすら作成されていない。これは会員なり国民に対して情報開示をするという点で、中央職業能力開発協会がきちんとやるべきことではないかと思うのですが、それはその業務の中に入っていないということですか。その指導の中には入っていないというお考えですか。

○職業能力開発局能力評価課長

中央職業能力開発協会と都道府県職業能力開発協会というのは、別の団体です。都道府県職業能力開発協会に対する指導監督権限は、各都道府県の知事にあります。私どもは都道府県職業能力開発協会に対して補助金等を交付しておりますが、いまご指摘の点は、情報開示という観点から問題があると思いますので、各都道府県の知事に情報開示をするように指導していきたいと思っております。

○岩瀬仕分け人

それは厚生労働省がやるわけですか。

○職業能力開発局能力評価課長

私どものほうで指導していきたいと思っております。

○草間座長

そのほかにありますか。

○高田仕分け人

この検定制度というのは大変重要な試験で、非常に重要だと思うのですが、一方で仕分け室の作成の中での技能検定職種については、受検者数のかなりのバラ付きと申しましょうか。人数だけでトップとワーストを見るのが妥当かどうかという議論はいろいろあるにしても、需要にかなりのバラ付きが出ているのではないかと思います。やはりこれだけ産業構造が大きく変化していく中で申し上げますと、こういうものがどうしても出来やすいということがあると思います。

一方で行政革新の基本方針の中で、新しいものについては民間の指定試験機関において行うということが出ておりますので、皆様方のほうでの見直しというの、なかなか完全に来るとということではないのかもしれませんが、このようなバラ付きが出た中で、今後どのようにして見直しをかけていくのか、逆に言えば少なくなったものについても、ある面言えば伝承するという中での意義づけというのもあるだろうと思うのです。そういうものを認定するにしても、どういう基準でやっていくのかと。特に日本の国際競

争力のようなものが問われている中で言えば、そうした基準のようなものを示しながらの対応も重要だと思うのです。その辺の基準やご判断といったところを教えていただければと思います。

○中央職業能力開発協会理事長

職種は政令で決めることになっているので、技能検定職種の見直しについて、あるいは改廃については、厚生労働省が内閣の方針としてお決めになることだと思っています。それは毎年のように検討されていると聞いております。今のところ私どもが聞いているのは、受検者数が30人以下の非常に少ない職種については、統廃合を検討されていると聞いております。私どもとしては実際に検定をやっている、あるいは業界団体も会員として相当関与しておりますので、そういった所からの声、あるいは地方協会からの声を厚生労働省のほうにお伝えして、反映していただくようお願いするというところでやっております。

○職業能力開発局長

厚生労働省から補足をさせていただきます。おっしゃったように、当然スクラップ・アンド・ビルド、職種の見直しというのは過去からやっております。例えば平成19年度には4職種を廃止・統合いたしました。平成21年度にも1職種を廃止すると。システムとしては専門家に集まっていたいただいて、専門調査委員会をつくって、基準的には100名未満の所を対象にしています。今やっているのは30名未満の所を特に重点的に、これから廃止・統合できないかと。そのときに人数だけではなく、例えば社会的な評価、今おっしゃった技能伝承という点からどうか、品質維持という点からどうかというように、いくつかの基準を設けてチェックをして、スクラップ・アンド・ビルドでやっていきたいと。そういうシステムでやっております。

○草間座長

そのほかの委員はいかがでしょうか。

○仁田仕分け人

まず1つ伺いたい点は、この組織のガバナンスというものが一体どうなっているかということです。いただいた資料では、説明されましたが、資料1の1頁に組織図が出ていますね。この組織図はおかしいのではないかと、ふと思ったのです。というのは、理事長の下に理事がいることになっています。普通は、理事会というものがあって、それが理事長に方針を示して理事長と常任、常勤の理事が執行するというのが、ガバナンスの基本になっているはずではないでしょうか。そうすると、この組織図に理事会が出てこないというのは、いかがなものかと思ったのです。

もう1つは、理事会の理事のメンバーがかなり多いわけです。いろいろな人が入っている。構成メンバーが多いということはわかるのですが、そういう理事会のメンバーでうまく組織全体を統制してやっていけるのかという疑問を感じます。独立行政法人の場合、基本的には政府が目標と計画でコントロールしている組織だと思うのです。この団

体の場合、その辺の仕組みは一体どうなっているのか、ということの説明をいただきたいと思います。

○中央職業能力開発協会理事長

当協会は職業能力開発促進法に基づいて、いろいろな仕事や組織が定められているわけです。法律上、理事会というものが想定されているというか、規定はされていません。理事は会長・理事長を補佐して、仕事をするということになっているわけです。ただ、実際のやり方としては、理事会あるいは常任理事会を設けております。それで予算、事業計画、決算といったものの議論をして決定し、それに基づいて総会に諮るということをやっているという状況です。

○仁田仕分け人

そうだとすると、基本的に法律上は理事長というものを置いて、その理事長が責任を持って法律に定めるところのさまざまな事業をやる、という責任を負わされているということですか。

○中央職業能力開発協会理事長

会長・理事長ということですか。

○仁田仕分け人

その人たちがちゃんとやるという、つまりモニターするという責任は、どこにあることになっているのですか。

○中央職業能力開発協会理事長

1 つには監事という制度があります。監事は会計だけではなく、業務も見るということで、それがいちばんのチェックになるだろうと思っています。それから、実質上行っている理事会あるいは常任理事会と、業務的には先ほど申し上げたように、私どもの仕事は業界とタッグマッチを組んでやっているものですので、ほとんど会員に等しい各業界のうちの多くに、常任理事になってもらっています。そういった所と普段から相当仕事をしているという状況です。そういうことで情報交換などをやって、実施体制を進めているということですか。

○仁田仕分け人

それとの関連で伺いたいのですが、一応予算のあれを見ると、会費という項目がありますね。会費というのは、言われたような業界団体などが会員になって会費を納めているのだらうと思うのです。それはどのように会費を定めているのですか。つまり、その会費の水準は妥当なのかということをお伺いしたいと思います。

○中央職業能力開発協会理事長

会費を出してくださいということとその額は、定款と会費規程で定められております。

定款は総会承認事項ですので、そこで議論をしますし、実質的に常任理事・理事の人たちでお金を出すような所には、よくお話をしていかないと通らないことだと思います。

○草間座長

それでは、まだ発言されていない委員がありましたらお願いします。

○小野寺仕分け人

私は技能評価システム移転促進事業というのを、このたび初めて認識を新たにさせていただきました。いくつかお聞きしたいのですが、発展途上国におけるものづくりと、それを支援していく事業の中で、このシステムを普及していくことがどのような評価を受けて、実績としてどの程度のものなのか。具体的には「14年度以降」云々と書かれているのですが、立法されたのが、法律そのものが54年ですから、その当初から事業目的に入って今日まで推進してきているのか、いつからこれが新たな事業として位置づけられてやるようになったのか。

その関係と東アジア共同体を構築していく上での ODA との関連も含めて、大変重要な活動だとは思いますが、これだけで事が済むのか。やはりもともとのものづくりの基礎というのは、それぞれの国の産業がどのようになっているのか、その業界なり企業なりとの提携も当然あるかと思うのです。そういうことを協会が独自におやりになるとすれば、ヒト・モノ・カネということで、大変な労力がかかるのではないかと思っています。その辺りで予算を見ますと、10億円というレベルで委託事業として出されておりますね。これで十分足りているのか、これさえも削減という方向なのか。あるいは新しい政権の下でこの位置づけが高まって、予算づけが高まっていく方向なのか、その辺りについても厚生労働省のほうからも関連でお尋ねしたいと思います。

○中央職業能力開発協会理事長

冒頭の説明で私の時間配分がまずくて、ここはご説明できなかったのです。これは日本の技能検定のシステムをアジアに移転しようということで、いま ODA でやっていることです。そこにありますようにインドネシア、タイ、中国、フィリピン、ベトナム、マレーシアのほかに、ラオスやカンボジアなどもあったのですが、まさにおっしゃったように、予算が非常に厳しくなってきたこともあり、最近では、中国はもう相当技能移転をしたということでやめたという状況です。ただ日本の技能評価のやり方や基準というのが、ほかの国で使われて、それをベースにものが進んでいくというのは、戦略的に非常に大切なことではないかと思うのです。確かに額は非常に少ないのですが、少ない中でもできるだけ効果的にやろうということで、企業にお願いしたり、現地と連絡を取ったりしながら進めています。

○小野寺仕分け人

その関連で1点だけ。ここでは東アジア諸国に移転ということでやっていますね。いま戦略的とおっしゃいましたが、我が国の戦略的な位置づけで言えば、発展途上国は何も東アジアに限定するものではありません。アフリカ諸国や中南米諸国との関連も、将

来的には日本の生命線になるということは、いろいろな意味で言われているのです。そういった問題意識で検討しているという状況はあるのでしょうか。

○職業能力開発局長

厚生労働省のほうから申し上げます。今日は中央職業能力開発協会がテーマなので技能評価移転事業だけですが、当然国としてはアフリカ、アジア、中南米も含めて、人づくり協力は相当やっております。これは ODA としてです。例えば訓練施設を設置するとか、専門家を派遣するとか、研修生を受け入れて研修してあげるとかです。ですから国として、全体としては、当然人づくりの協力を全世界的にやっております。今日はその中でも特に技能評価の移転事業ということでご紹介したという位置づけです。

○小野寺仕分け人

その人づくりの関係で、技能評価を東アジア以外に広げる検討はされているのかという質問です。それは法人としてどうですか。

○中央職業能力開発協会理事長

法人としては、ここをやれという厚生労働省からの委託事業としてやっているものですから、意見はありますけれども。

○小野寺仕分け人

そういう委託がないということですね。

○草間座長

では、当局のほうからお願いいたします。

○職業能力開発局長

技能評価を国家検定制度と結び付けることになると、やはりある程度の発展段階にこないと、多分そういうニーズは出てこないという面があります。現在のところは東アジア中心ですが、これからほかの国で段階的にこういうニーズが出てくれば、当然ニーズ調査をしっかりと、対応すべきは対応していきたいと思えます。

○岩瀬仕分け人

技能検定事業についてお聞きしたいと思います。実際に技能検定事業を行うに当たっては、民間のいわゆる業界団体なり企業なりに協力をいただいて、その施設を使わせてもらったり、試験官もその人たちに出てもらったりということをやっているわけですね。そうすると、中央職業能力開発協会がやらなくても、そういう団体に指定試験機関としてやってもらって間に合うのではないかと思うのですが、その点はどうかでしょうか。

○中央職業能力開発協会理事長

確かに私どもがやっているのは、先ほど来申し上げていますように、まさに団体と一緒にやっていないと、現場の技能をタイムリーに反映させていくことはできませんので、そういうようにやっているわけです。そういう団体にどんどん任せてやれるかというと、やれるものは基本的にやってもらっても、私どもとしては構わないと思っておりますが、現実的には、例えば職種で言いますと、機械加工のような工場内でのものづくりについては、多くの業界が関与してくる話になるわけです。そういうことで特定の業界にやらせるということは、なかなか難しいのではないかと考えています。いまでも各業界は一緒になってやってもらっておりますので、人的にも財政的にも相当ご負担をいただいていると思っております。しかし、それを各団体でそれぞれやれということになると、またコストがかかることになるだろうと思います。

○岩瀬仕分け人

コストの問題だけという意味ですね。

○中央職業能力開発協会理事長

いや、非現実的かなということですね。いろいろな団体を現実的に調整して、4つも5つもある団体に「さあ、やりなさい」と言ってもなかなかできないのではないかと。1つの団体で財政的にもあって、人的にもあって、「やりましょう」という意欲のある所はできると思いますが、実質そうでない団体がほとんどですし、「自分の所でやりたい」という所は、私の所には聞こえてきておりませんので、現実的には難しいのではないかと考えています。

○岩瀬仕分け人

100いくつある中で、技能検定の職種別の受給企業の内訳というのはないのですか。

○中央職業能力開発協会理事長

受給企業。

○草間座長

100いくつの職種一覧です。

○中央職業能力開発協会理事長

それはこの資料のどこかに。パンフレットをご覧くださいますと4頁に。

○岩瀬仕分け人

これには業種別のものが出ていますが、その中で技能検定を受けた業界ごとの企業数です。

○中央職業能力開発協会理事長

業界ごとのですか。職種別にはもちろんありますけれども。

○岩瀬仕分け人

では職種別の企業数と。業界ごとにはないのですか。

○中央職業能力開発協会理事長

企業数ではなくて受検者数です。

○岩瀬仕分け人

しかし業界ごとの企業数を把握しておかないと、そういうニーズが現実的にあるかどうかというのは、なかなか判断できないのではないのでしょうか。

○中央職業能力開発協会理事長

それは業界とよく連携を取って、業界の声を聞いておりますので、そういったものを絶えずタイムリーに反映させるということで、厚生労働省にも話をするということです。

○岩瀬仕分け人

そういう声を国民にディスクローズしないといけないのではないかと思うのですが、そういう必要性は感じていないということですね。

○中央職業能力開発協会理事長

声があるとかないとかですか。

○岩瀬仕分け人

必要であるという声の中身ですよ。

○中央職業能力開発協会理事長

私どももアンケート調査をしたりしてやっていますが、各業界ごとにそういうことはやっていないものですから、今後はそういうことを把握していきたいと思っております。

○岩瀬仕分け人

視察のときにもお聞きしましたが、試験の水準調整にしても、客観的なデータできちんと把握されているのかどうかという疑問を感じたわけです。そういう話を聞いているということだけれど、それが果たして本当に客観的に正しいかどうかというのは、外部からはなかなか分からないわけです。こういう補助金を使っている以上は、きちんとそういうこともディスクローズしていかないといけないと思うのです。

○中央職業能力開発協会理事長

そうですね。これは検定の信頼感の向上にもつながっていくと思いますから、ご指摘のように、情報はできるだけ公開していきたいと思います。ただ、水準調整のような話

を微に入り細に入りやるというのは、どこの試験もやっていないというように、たしか申し上げたと思います。いわばそこが検定の味噌なので、それを明らかにするというのは。まさにそこが秘密のところですから、そこはちょっと難しいだろうと。それ以外はおっしゃったように、できるだけ公開していくということは必要だと思います。

○岩瀬仕分け人

もちろん出せるものと出せないものはあるでしょう。しかし法人として客観的なデータを取っていないということが問題ではないかと思うのです。それを客観視して数値化できていないところが問題ではないかと思います。

○職業能力開発局長

補足的に申し上げます。参考資料の事業シートで、中央協会の「法人シート／事務・事業シート」の 3 頁をご覧ください。これは技能検定制度についての活動実績、成果目標、成果実績です。こういう技能検定制度をやって、それが一体どういう役に立っているか、そういう情報もきちんと公開しろというのが、いまのご趣旨だと思います。技能検定の試験申請者数は先ほど説明がありましたように、平成 18 年度の 21 万人から平成 20 年度は 23 万 8,000 人で、実際に成果実績はどうなのかということでアウトカム指標も取っております。そこにありますように、技能検定制度に関する業界団体傘下企業に対してアンケート調査をして、実際に検定を受けた後に、それが処遇向上にどう結び付いているのかということも一応公開しております。

○岩瀬仕分け人

いま理事長にお聞きしたいことは、そういうことを聞いているわけではないのです。

○職業能力開発局長

いまご指摘のことも含めて、法人にもしっかりと数字を統計的に取ってもらって、よく事業の検証をやっていきたいと思います。

○草間座長

ポイントは、おそらく情報公開という観点での 1 つのご指摘だと思いますので、そういうようにしていただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

○小野寺仕分け人

実績のところ、723 万人が累積受検申請者数と出ていますね。上のほうには 22 万人が受検して、13 万人が合格となっています。累積合格者というのは、1 人でいくつも持っているということがあるのだろうと思うのです。それも含めて、累積合格者数というのはわかりますか。

○中央職業能力開発協会理事長

わかります。

○職業能力開発局能力評価課長

この制度はもう 50 周年を迎えておりますので、50 年前からカウントして、技能検定試験に合格された方には技能士の称号を与えております。そういった方々が 50 年前から今までの間に、何万人が技能士としての称号を与えられたかというのを累積数としてここに掲げております。

○中央職業能力開発協会理事長

326 万余名ということです。

○小野寺仕分け人

わかりました。

○仁田仕分け人

私は雇用問題の研究者なので何っておきたいと思います。基金事業本部の話は、今日はあまり主な話ではないということを出ていませんが、データですと、そこで 81 人の方が仕事をされていたのですね。この事業本部が廃止ということになると、ここの部分がゼロになるという認識なのです。そのうち出向で来ておられる方は戻ればいいたろうけれども、プロパーでやっていた方の雇用問題は、どうやって解決されたのですか。厚生労働省が失業者をつくっては困るということなのです。

○中央職業能力開発協会理事長

基金のほうは、今年度はまだ 81 人という数字でやります。来年度に解決しなければいけない問題ということになります。これについて基金のほうは、当初から平成 22 年度で終わる事業です。仁田先生がお話になったように、民間も国も含めて、現役出向ということで相当数来てもらっています。この事業そのものが、もともと当協会ですんなりに馴染んでいる事業ではありませんでしたので、そういうことが得意な所をお願いをして来てもらっております。そうした人には帰っていただければいいわけです。あとは有期雇用で採用しております。プロパーも、もちろん当協会に来ておりますが、プロパー職員については平成 23 年度に本体というか技能検定とか、そういう所に戻します。そのために当協会としてはいろいろな自前事業を、今年度 1 年かけて発展させなくてはならないという、非常に背水の陣のような感じですか。そのような状況です。

ちなみに、本体のほうは 137 人から 93 人しております。これも国だけではなくて民間からも、相当数の現役出向が来ておりました。そういう人たちはみんなお引き取り願うことで、何とかこういう体制にしたわけです。去年の事業仕分けで非常に厳しい措置になったものですから、そういうことで対応したということです。これをこの 1 年間で何とか定着させて、きちんとやっていきたいと思っております。

(仕分け準備)

○草間座長

それでは定刻を過ぎましたので、ただいまから仕分け人からご意見をいただくために、お手元の評価シートにご意見等を記載いただければと思います。時間は 2 分です。制限時間となる 1 分前に、事務局よりチャイムを鳴らしますのでご留意願います。

(仕分け意見の表明)

○草間座長

時間がまいりました。それぞれご記入いただきましたでしょうか。それでは評価シートに従って、お一人 1 分ずつ委員の方からご意見を賜りたいと思います。先ほどは岩瀬さんのほうから行きましたので、今度は逆側の那須委員のほうから、コメントをお願いしたいと思います。

○那須仕分け人

個人的には技能オリンピックには興味があって、ニュースなどでもよく見るのです。日本が優勝したなどという、すごく「やったな」という気分になるのですが、今回の予算削減でそこら辺が削られてしまって金メダルが取れなくなってしまうのは、ちょっと悲しい気がします。そこら辺は予算の配分です。力を入れる所は入れて、金を使わなくてもよいと判断した所は削減する。中でそういう工夫を行って、金メダルの数を増やしていただきたいと思います。

○高田仕分け人

私は、今こちらで議論されている試験や技能五輪というのは、非常に重要なものではないかと思うのです。こうしたものは単に日本国内だけにとどまらず、先ほど ODA という話がありましたが、例えば海外を含めてのスタンダードと言うのでしょうか。ものづくりの拠点自体が海外に移っているということを考えますと、そういう非常に戦略的な、国としての大きなトータルなデザインというものも、本当は必要ではないかと思います。

そういう観点で申し上げますと、先ほど私も問題視させていただいたように、日本の中でこれだけ大きな産業構造の変化やサービス化、又は海外にシフトしているという状況の中での見直し自体が、本当にどうなっているのかというところがあります。

それから、今回の皆様方の協会自体の範囲ではないのかもしれませんが、先ほど委員の方からもありましたように、中央と地方との関係というのは、我々のようにこうして外から見させていただく者の立場としますと、どのように理解したらいいのかというところは、やや感じるころがありました。非常に重要なものであるというメッセージを込めて、その辺のところを国民にわかりやすくご説明いただけるといいのではないかという意識があった次第です。

○仁田仕分け人

コメントは最後の「組織の運営体制」の所です。質問の中でも申しましたように、やはり組織のガバナンスのあり方というのが基本ですので、それが世間一般にわかりやすいとか、こういうふうにちゃんとコントロールが効いているということが伝わってくるというのが大事ではないかと思いました。また、先ほどどなたかが質問されており

ましたように、都道府県職業能力開発協会との関係があくまでも間接的な関係で、一方で協力的な関係でもあります。そういう微妙な関係があるということは、よい場合もあるかもしれませんが、逆に言うとモニタリングが不十分になってしまうという問題にもつながると思うのです。その辺はやはり現状問題なしとはしないので、何か検討していただくのがいいのではないかと感じました。

○小野寺仕分け人

過去もそうでしたが、現在、未来を考えると、ものづくり立国というテーマは普遍的なものであると同時に、刻々と技術が変わっていく中でも、若い人たちの後継者をつくっていく上でも、本当に戦略的に重視する事業だということを、改めて痛感いたします。それと同時に、私も先ほど申し上げたように、東アジア共同体を構築する路線との関係、あるいは国際的な戦略的な位置づけというのがあります。当協会は委託事業でやっているのですが、自分たちがそれを戦略的に展開していくことはできないということのようですが、是非。事業仕分けと言うと、ともすれば削ることばかりを考えるという発想にとらわれるけれども、無駄な所は削りながらも、本当に重視すべき所は現在から未来を見通して、過去のこれだけの実績を踏まえて、厚生労働省あるいは政府に対して問題提起をしながら、国家戦略を豊かに築いていくことに貢献するというのも、また協会の役割ではないかと、高い所から言うようで恐縮ですが、そう思いました。

○岩瀬仕分け人

中央職業能力開発協会の役割が、やはりクリアになっていないような気がします。一方でこの新聞記事にもありますように、2002年から2004年までに不正な支出をしている。そういうところは、しっかり地方と連携されていて、本来は情報公開できちんと事業の中身を伝えないといけないところが連携されていない。これは国民から見て、国民のごく普通の理解からして非常におかしいのではないかと。ですから、その辺は十分改善していただきたいと思います。

技能検定事業については、先ほど理事長は、民間の指定機関にやらせるのは現実的ではないとおっしゃいましたが、その辺の根拠もできればきちんと出していただきたい。根拠が出ない以上、そういうお考えだというだけで、一度これをやらせてみたらどうなのかという議論もあり得ると思うのです。私は、いわゆる民間の業界団体にやってもらって補助金を出したほうが、より効率的ではないかと考えておりますので、それを意見として申し述べます。

○草間座長

私からも申し上げたいと思います。この中で技術移転の部分があります。50年前はたぶん第二次産業がこれからキャッチアップという時代でした。この制度は国内的に非常に必要だったでしょうし、また、その余力が海外へということだったと思うのです。先ほど小野寺委員からもありましたように東アジアとか。これから超高齢化を迎える中で、いちばん人が足りない高齢化社会の介護職の外に出す部分について、日本はかなり余力があるわけです。例えば、ホームヘルパー3級制度というのは今はなくなりましたが、

こういった部分でものづくりの部分に移転しながら、人づくりの部分でこのノウハウを移転できるのではないかと思います。これは国際貢献並びに国益にもつながってくるのではないのでしょうか。これはこの協会と言うよりも、むしろ新たな制度設計をしていくという観点になってくると思いますが、我が国の持っているもの、そして協会が溜めてきたノウハウを活かせるのではないかと感じました。

(仕分け意見の結果発表)

○草間座長

ありがとうございました。それぞれの委員からコメントをいただきました。ここで仕分け委員の評決結果を、総括審議官からお願いいたします。

○総括審議官

それでは仕分け人の皆さんからいただいた評決結果です。1つ目が技能検定補助事業の技能検定事業です。「改革案では不十分」という方が3名、「改革案で妥当」が3名ということで半々です。「改革案では不十分」という方のうちの1名が、「民間への譲渡又は委託」ということです。2名が「法人で事業を継続するが、更なる見直しが必要」ということです。ものづくり立国等の推進事業の委託事業も、「改革案では不十分」が3名、「改革案で妥当」が3名ということで半々です。「改革案では不十分」と言われる方は3名ともが、「法人で事業を継続するが、更なる見直しが必要」ということです。協会そのものの組織運営体制については、「改革案では不十分」が4名、「改革案で妥当」が2名です。「改革案では不十分」と言われる方は4名とも、「更なる見直しが必要」という内容です。ありがとうございました。

(政務三役からのコメント)

○草間座長

それでは議論や仕分け人からの意見を踏まえ、政務三役からのコメントをお願いしたいと思います。細川副大臣のほうからお願いいたします。

○細川厚生労働副大臣

長時間、大変なご議論をありがとうございました。今日の仕分けの議論を聞いてお礼を申し上げ、中央職業能力開発協会の事業については、積極的な評価の意見も多々あったと思います。ただ、一方で地方の職業能力開発協会に対してのきちんとした指導がなされていないのではないかと。これには財務諸表などの公表もされていないということがありますので、そういう点についてはしっかりと指導していかなければならないのではないかと思います。

それから組織のガバナンスについてのご意見もありました。これについても今後しっかりやっていくところは、きちんとしていかなければ。それが外部に対してどういうガバナンスになっているのかも分かるような形でやっていけるような、そういう検討もしなければと思ったところです。

また、小野寺委員からもありましたが、技能評価システムを海外に移転するというこ

とについては、結局はどういう事業を厚生労働省のほうで委託するかということになるかと思います。この点については厚生労働省のほうで、きちんと議論をしていかなければと思います。特に東アジア共同体をこれから推進していくということになれば、戦略的にも大変大事なことではないかという感じを受けたところです。

そのほかに技能検定事業については、団体に委託できるかどうかというところは、いろいろ意見が噛み合わなかったところもあるかと思います。これもやはり検討課題であると私は思ったところです。そのようなことを感じましたが、今日のご議論を聞いておまして、皆さん方の非常に真摯な、積極的なご意見をいただいたこと、また対象法人の協会の方からも厚生労働省の方からも、真面目な熱心なご説明があったことに感謝しながら、私のコメントといたします。本当にありがとうございました。

○草間座長

細川副大臣、ありがとうございました。厚生労働省におかれましては、本日の議論や仕分け人からの意見を踏まえ、中央職業能力開発協会の改革の更なる検討、取りまとめを引き続きお願いしたいと思います。本日の議事はすべて終了いたしました。それでは第7回厚生労働省省内事業仕分けを閉会いたします。本日はありがとうございました。